

運 営 規 程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 I G L 学園福祉会が開設する広島市清和・日浦地域包括支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援（以下「事業」という。）は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるようにするため、本人ができることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、利用者のできることを利用者と共に発見し、利用者の主体的な活動と参加意欲を高めることを目的とする。

（運営の方針）

第2条 担当地域における在宅高齢者の総合的な相談に応じ、ニーズの把握に努めるとともに、各担当者が専門的知識を活かし、総合的なマネジメントを行い、最も適切な援助を提供する。また、地域包括支援センター事業を適正かつ計画的に実施するために、運営協議会をはじめとする関係行政機関、居宅介護支援事業所、及びサービス実施機関、地域住民、各地域団体等と連携して事業を実施する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ①名称 広島市清和・日浦地域包括支援センター
- ②所在地 広島市安佐北区あさひが丘 3-18-13-7-101

（従業員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤、主任介護支援専門員兼務）
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 保健師 1名（常勤）
保健師は、指定介護予防支援等の提供に当たる。
- ③ 主任介護支援専門員 3名（常勤、内1名管理者兼務）
主任介護支援専門員は、指定介護予防支援等の提供に当たる。
- ④ 社会福祉士 2名（常勤）
社会福祉士は、指定介護予防支援等の提供に当たる。
- ⑤ 介護支援専門員 4名（常勤）
介護支援専門員は、指定介護予防支援等の提供に当たる。

（開所日及び開所時間）

第5条 事業所の開所日及び開所時間は次のとおりとする。

- ① 開所日 日曜日・12月30日から1月3日を除いた日とする。
- ② 開所時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（通常の事業の実施地域）

第6条 事業所の通常の事業の実施場所は、広島市安佐北区清和・日浦地区とする。

(指定介護予防支援等の提供方法)

第7条 指定介護予防支援等の提供方法は、次のとおりとする。

- ① 利用者の相談を受ける場所 相談室
- ② 使用する課題分析票の種類 厚生労働省ならびに広島市指定の介護予防ケアマネジメント関連様式
 - 利用者基本情報
 - 介護予防サービス・支援計画表
 - 介護予防支援経過記録
 - 介護予防支援・サービス評価表
- ③ サービス担当者会議の開催場所 事業所所在地 会議室
- ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度等
 - 提供開始月
 - 提供開始月の翌月から起算して3月に1回
 - サービスの評価期間が終了する月
 - 利用者の状況に著しい変化があったとき

なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。

(指定介護予防支援等の内容)

第8条 指定介護予防支援等の内容は、次のとおりとする。

- ① アセスメント作成
- ② 介護予防サービス計画の作成
- ③ サービス担当者会議の開催
- ④ 介護予防サービス計画書の交付
- ⑤ 必要に応じたモニタリング
- ⑥ 計画の達成状況について評価 3～6ヶ月に1回
- ⑦ 指定介護予防居宅サービス事業者その他の者との連絡調整
- ⑧ その他の便宜の提供

(利用料)

- 第9条 指定介護予防支援等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
- 2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、路程1キロメートル当たり30円を実費として徴収する。
 - 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(人権擁護及び高齢者虐待防止のための措置)

- 第10条 事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、その責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者及び管理者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
- ① 人権擁護・虐待防止責任者には、管理者を充てる。
 - ② 組織運営の健全化

- ・介護の理念、事業所の運営方針を明確化し、従業員間で共有する。
 - ・個々の従業員の職位・職種ごとの責任や役割を明確化する。
 - ・サービスの自己評価を実施し、利用者等、家族等との情報共有を図る。
- ③ 従業員の負担やストレスへの対応
- ・作業手順の見直し、柔軟な人員配置を行う。
 - ・従業員のストレスの把握、従業員間の声掛けなど悩み相談の体制の整備を行う。
- ④ チームアプローチ、従業員間の連携
- ・個別のケースに対応する関係従業員の役割を明確化する。
 - ・情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順を明確化する。
- ⑤ 職業倫理、法令遵守の意識の啓発
- ・支援の内容が利用者等本位であるかを検証する。
 - ・目標とする介護の理念を従業員間で共有する。
- ⑥ サービスの質の向上
- ・アセスメント結果に基づく、個別の状況に即した支援内容を検討する。
 - ・アセスメントの活用方法について具体的、実践的な技術を習得し、利用者本位の居宅サービス計画を作成する。
 - ・認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術の習得や制度についての研修の実施、研修の機会を確保する。
- ⑦ 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を実施する。
- ⑧ 虐待が疑われる事例を発見した場合は、市町村等関係機関へ報告する。

(身体の拘束等)

第11条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。

- ② 前項の規定による身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者又は利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の内容、目的及び身体的拘束等を行う時間帯、期間等を文書で説明を行い、同意を得る。
- ③ 第1項の規定による身体的拘束等を行う場合には、管理者及び関係職員等により検討会議を開催し、「緊急やむを得ない」要件を満たしているか、厳密に検討する。また身体的拘束等に関する経過観察記録を整備する。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対しサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(賠償責任)

第13条 事業所のサービスの提供に伴って事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、事業所は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、事業所が損害を被った場合、利用者及びその家族は、連帯して、事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第14条 従業員に対して、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、従業員が本規程に反した場合は、損害に対して相当の責任を負うものとする。

(苦情)

第15条 利用者は、介護支援専門員のサービスに対しての要望又は苦情等について苦情受付担当者に申出ることができる。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 安佐北区介護支援専門員連絡会
- ② 清和・日浦区内介護支援専門員研修会
- ③ 安佐北区地域保健・医療・福祉推進連絡会議
- ④ その他の研修会

2 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人 I G L 学園福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(施行)

第17条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程の一部を、平成19年 8月1日より改正する。
- 2 この規程の一部を、平成23年 12月1日より改正する。
- 3 この規程の一部を、平成27年 8月1日より改正する。
- 4 この規程の一部を、平成27年 10月1日より改正する。
- 5 この規程の一部を、平成27年 12月1日より改正する。
- 6 この規程の一部を、平成28年 4月1日より改正する。
- 7 この規程の一部を、平成28年 6月1日より改正する。
- 8 この規程の一部を、平成28年 9月1日より改正する。
- 9 この規程の一部を、平成29年 4月1日より改正する。
- 10 この規程の一部を、平成29年 9月1日より改正する。
- 11 この規程の一部を、平成30年 4月1日より改正する。
- 12 この規程の一部を、平成30年 5月1日より改正する。
- 13 この規程の一部を、平成30年 9月1日より改正する。
- 14 この規程の一部を、平成31年 4月1日より改正する。
- 15 この規程の一部を、令和 1年 8月1日より改正する。
- 16 この規程の一部を、令和 2年 7月1日より改正する。
- 17 この規程の一部を、令和 2年 11月1日より改正する。

- | | | | |
|----|-------------|----|-------------|
| 18 | この規程の一部を、令和 | 3年 | 3月1日より改正する。 |
| 19 | この規程の一部を、令和 | 3年 | 4月1日より改正する。 |
| 20 | この規程の一部を、令和 | 3年 | 8月1日より改正する。 |
| 21 | この規程の一部を、令和 | 3年 | 9月1日より改正する。 |
| 22 | この規程の一部を、令和 | 4年 | 1月1日より改正する。 |
| 23 | この規程の一部を、令和 | 4年 | 4月1日より改正する。 |
| 24 | この規程の一部を、令和 | 5年 | 6月1日より改正する。 |
| 25 | この規程の一部を、令和 | 6年 | 4月1日より改正する。 |